

よくあるご質問 ～地震関連～

※下記以外のご不明な点につきましては、ホームページから「お問い合わせ」も可能です。あわせてご利用ください。

1. 住宅・家財への損害について

(1)地震の被害に遭ったら

Q. 地震の被害に遭いました。何か事前に用意しておくものはありますか？

<ご契約内容の確認>

電通共済生協でのご契約内容をご確認ください。ご不明な場合は「電通共済生協グループコールセンター」または「組合員Web」でご確認ください。

<被災箇所の保存>

被災箇所の保存をお願いします。修理や片付けを進めるため保存が難しい場合は、「被災箇所(建物・家財)の現場写真※」と「修理のお見積書」を取得し、保管してください。

※被災箇所の確認をするため建物の全体像を含む被災箇所の写真が必要です。

(2)自然災害共済<おまかせ>

Q. 自然災害共済に加入していますが、地震による被害は保障されますか？

- ①ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が**100万円を超える場合**は、「地震等共済金」のお支払い対象となります。
- ②建物の損害額が100万円以下の場合であっても、ご契約の家財の損害額が100万円を超える場合には、家財契約について「地震等共済金」のお支払い対象となります。
- ③ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が**20万円を超え100万円以下の場合**は「地震等特別共済金」(ベーシック:4.5万円・エコノミー:3万円)のお支払い対象となります。ただし、加入口数が20口以上(住宅+家財)の場合に限ります。
- ④自然災害共済<ベーシック>については、**付属建物・付属工作物に20万円を超える損害があった場合、付属建物等特別共済金(3万円)**のお支払い対象となります。ただし、住宅契約の加入口数が20口以上の場合に限ります。(付属建物・付属工作物・・・物置・納屋・車庫・門・塀・垣根など)

(3)火災共済<すまいる>

Q. 地震により住宅の壁にひびが入りました。火災共済しか契約していませんが共済金の支払対象となりますか？

火災共済は地震による損害は対象となりません。地震による損害の保障は自然災害共済となります。

(4)総合(慶弔)共済 ※現職組合員の方が対象

Q. 総合(慶弔)共済に加入をしていますが、地震による損害は保障されますか？

電通共済生協に現住所として届け出している住宅(借家、社宅なども含みます)の住宅・家財合計の損害額が20万円を超える場合は、「住宅災害見舞金」のお支払い対象となります。

2. お車(マイカー共済 車両損害補償)に関するお問い合わせ先

車両損害補償に「地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約」を付帯している方で、被共済自動車が大損の場合、お支払いの対象となります。

・被害にあった方は…
事故受付専用ダイヤル
0120-0889-24 (24時間365日受付)

・契約内容・補償内容については…
電通共済生協グループ コールセンタ
0120-211-114 (音声ガイダンス*2)
(平日9:00~17:30)

3. ケガをした場合について

Q. 地震によるケガはどの共済商品で保障されますか？

医療・傷害<Myセーフティ>の傷害保障にご契約されている場合にお支払い対象となります。
なお、交通災害共済<しぐなる>ではお支払い対象にはなりません。

傷害保障の事故受付に関しましては、ユアサポート(株)ホームページ「事故発生時のお手続き」からお手続きをお願いします。

・ユアサポート(株)ホームページ
<https://your-support.co.jp/>

・その他、医療・傷害<Myセーフティ>に関するお問い合わせについては…
電通共済生協グループ コールセンタ
0120-211-114 (音声ガイダンス*3)
(平日9:00~17:30)